

# 再生資源集団回収奨励金 申請に関する注意事項等

## 1. 奨励金振込口座について

①口座名義は、省略せず、通帳どおり記入し、必ずフリガナを付けてください。

②口座名義が個人名の場合、振込みができませんので、必ず、団体名又は団体名（＋職名）＋個人名の口座をご使用ください。

例)「宇部 太郎」さんが団体代表者、「楠 花子」さんが会計担当者の場合

宇部 太郎	←	不可
〇〇〇〇自治会	←	可
〇〇〇〇自治会 宇部 太郎	←	可
〇〇〇〇自治会 代表 宇部 太郎	←	可
〇〇〇〇自治会 会計 楠 花子	←	可

③ゆうちょ銀行への振込みも可能ですが、その場合、支店名は漢数字三文字で記入してください。

④口座届出印の押印は必要ありません。

## 2. 代表者や口座名義等の変更について

①既に登録してある団体の代表者や振込先（口座または口座名義）に変更が生じた場合は、速やかに「再生資源集団回収地区推進団体登録申請書（新規・変更）（様式第1号）」を提出してください。

②団体の解散や廃止等で登録を辞退・抹消したい場合は、廃棄物対策課（TEL 34-8247）までご連絡ください。

## 3. 回収業者発行の計算伝票について

①取引伝票には、業者の記名及び印鑑が必要です。

②引取伝票の宛名の欄に集団回収を実施した団体名の記載が必要です。団体名の記入がないもの、団体名が著しく省略されているもの、省略されていて他団体とまぎらわしいものは、受理できませんのでご注意ください。

- ③一升瓶やビールびんなどのリターナブルびんを、酒屋さんで引き取ってもらう場合も、取引伝票に一升瓶、ビールびん（特大）・（大）・（中）・（小）、ケース等、びん等の種類及び本数（個数）の記載が必要です。
- ④取引伝票は、申請書等に糊やセロテープ等で貼付しないでください。まとめる場合は、クリップやホッチキス等をご使用ください。